

平成30年度事業計画

基本方針

当財団は、我が国における唯一の木材と木造建築を結ぶ総合的な機関として、建築における木材利用技術と木造住宅等生産技術を開発、普及するとともに、木材及び木造住宅等の品質性能の向上に関する事業によって一般消費者に安全性、居住性及び信頼性に優れた木材及び木造住宅等の供給を図り、もって国民生活の向上に寄与することを使命として事業を実施し、所期の目的の達成を図っていく考えである。

また、これらの事業の実施に当たっては、公益法人として果たすべき役割を認識し、関係法令に基づき適切な事業運営に努める考えである。

事業計画

1. 企画調査事業

木材利用及び木造住宅等の生産技術、木材及び木造住宅等の標準化、品質性能向上に関する企画調査を実施しており、平成30年度においては、次のような事業を実施する。

(1) ISO/TC165（木質構造）国内審議会業務

木造住宅等の木質構造規格・規準の国際標準化と、国際標準化機構（ISO）の木質構造関係技術委員会（TC165）に対する日本の意見を反映させるために設置した「ISO/TC165（木質構造）国内審議会」の運営と、同審議会の分科会における調査研究、企画立案等に関する事業を行う。

(2) ホルムアルデヒド放散量調査

住宅の内装に用いるプリント合板等のホルムアルデヒド放散量を試験によ

り測定し、品質管理が適正に行われていることを確認する調査事業を行う。

(3) CLT建築物の実証事業等

CLTを用いた建築物の実証事業、CLTの普及促進のための事業等を行う。

(4) 中大規模木造建築推進のための企画調査事業

中大規模建築物の木造化を推進していくため、所要の部材開発や構造設計手引書等の検討に関する調査事業を行う。

(5) 木造建築物の耐震性向上のための企画調査事業

木造建築物の耐震性の向上を図るため、木造軸組構法建築物の設計、施工に反映すべき各種留意点の明確化、手引書等の検討に関する調査事業を行う。

2. 試験、研究及び技術開発事業

木材利用及び木造住宅等の生産技術、木材及び木造住宅等の標準化、品質性能向上に関する試験、研究及び技術開発を実施する。平成30年度においては、次のような事業を実施する。

(1) 建材試験事業

木材・木造住宅等に関する技術開発を支援するとともに、消費者の購入・利用する住宅等の性能の向上等を図るため、木造住宅等に用いられる材料及び工法の諸性能に関する試験を実施し、性能値を提供する。具体的には、構造性能、防耐火性能等に関する試験を行い、その結果に基づく試験成績書の交付あるいは試験結果に基づく第三者評価を行うとともに、5. (5) の認証を行うための優良木質建材検査事業等を行う。

(2) 研究・技術開発事業

木材・木造住宅等に関する生産技術や、標準化、品質性能の向上に資する研究・技術開発事業を実施する。平成30年度においては、建材の技術開発を進める上で必要な材料特性に関する研究等を進めるほか、中大規模木造建築物に係る部材開発検討に着手するとともに、CLTパネル工法の接合金物の充実、優良木質建材に係る品質性能基準の改正の検討等を行う。

3. 技術基準の作成・指導事業

技術基準の作成・指導事業として、平成30年度においては、木造住宅等の

構造設計等を支援し、安全な木造住宅等の供給に寄与するため、木質系混構造建築物の構造設計の手引き、木造住宅のための住宅性能表示、入門 木造の許容応力度設計ワークブックの改訂等を行う。

4. 評価・審査・登録事業

安全で信頼性の高い木造住宅等の供給と木造住宅等に係る消費者の適切な選択に寄与するため、木造住宅・建築物、住宅部材等の構造性能、防耐火性能等を評価・審査・登録する事業を実施する。

(1) 建築基準法に基づく性能評価事業

建築基準法に基づく国土交通大臣の「指定性能評価機関」として、「壁・防火設備等の防耐火性能」、「建築材料の品質性能」、「ホルムアルデヒド発散建築材料の性能」、「木造軸組工法耐力壁とその倍率の性能」、「枠組壁工法耐力壁とその倍率の性能」について性能評価業務を実施する。

(2) 特別評価方法認定の試験事業

住宅の品質確保の促進等に関する法律（以下「品確法」という。）に基づく国土交通大臣の「登録試験機関」として、品確法の評価方法基準に示されていない特別な評価方法認定に係る建築材料若しくは構造方法等の審査を行う。

(3) 木材保存剤等性能審査事業

木材の腐朽菌やシロアリによる劣化を抑制するため、木材及び木質材料等の保存剤、保存処理材料等の防腐・防蟻保存性能及び使用に当たっての安全性の審査を行う。

(4) 木材関連事業者の登録事業

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律に基づく登録実施機関として、同法に基づく木材関連事業者の登録実施事務等を行う。

5. 認定・認証事業

安全で信頼性の高い木造住宅等の供給と木造住宅等に係る消費者の適切な選択に寄与するため、木造住宅、木材等の住宅部材等の品質・性能等を認定・認証する事業を実施する。

(1) 型式適合認定・型式部材等製造者認証事業

建築基準法に基づく国土交通大臣の「指定認定機関」として、木造住宅に関し、同法に基づく型式適合認定及び同認定を受けた型式部材等の製造者認証を行う。

(2) 住宅型式性能認定・型式住宅部分等製造者認証事業

品確法に基づく国土交通大臣の「登録住宅型式性能認定等機関」として、木造住宅に関し、同法に基づく住宅型式性能認定及び同認定を受けた住宅部分等の製造者認証を行う。

(3) 木造住宅合理化システム認定事業

良質な木造住宅を安定した工期によって生産・供給することができる合理化された工法、生産システムの認定を行う。

(4) 木造建築物用接合金物認定事業

木造建築物の仕口、継手に使用する接合金物について、規格を制定し、構造安全性や耐久性等の品質・性能及び生産・供給体制の認定を行う。

C L Tパネル工法のための χ （クロス）マーク金物等の接合金物の規格の拡充、認定を行う。

(5) 優良木質建材等認証事業

適切に防腐・防蟻処理された耐久性の高い木質建材など、品質・性能が優良な木質建材についての認証を行う。

新たな優良木質建材として、耐久性の高いC L T及び難燃薬剤で処理をした木質建材の品質性能基準の制定、認証を行う。

(6) 針葉樹製材用含水率計性能認定事業

針葉樹製材の木材中の水分量を測定する含水率計の性能認定を行う。

(7) 床用現場接着剤認定事業

枠組壁工法住宅用の床用現場接着剤の認定を行う。

(8) 木造住宅供給支援システム認定事業

木造住宅に係る設計、施工、メンテナンス等の先進的なノウハウを中小工務店に供給し、その利用を支援するシステムの認定を行う。

(9) 木造建築新工法性能認証事業

新たに技術開発された木造住宅等の工法及び部材等について、品質・性能の認証を行う。

(10) 木造建築物電算プログラム認定事業

木造建築物の壁量計算、許容応力度計算、その他の構造解析等の構造計算及び木造住宅等の省エネルギー計算を行うための電算プログラムの認定を行う。

6. 知識及び技術の啓発普及事業

木材及び木造住宅等に関する知識及び技術の啓発普及を図るため、研修会(講習会)、講演会及び技術解説書等の頒布等の事業を実施する。

(1) 研修(講習)事業

平成30年度においては、次の講習会を実施するほか、木造建築、木材利用に関する技術研修を、ニーズを把握した上で実施する。

1) 設計者のための実践講座

木質構造の設計実務をわかりやすく解説し、木造設計に役立つ知識・技術の習得を目的とする講習会を行う。

2) 入門 木造の許容応力度計算セミナー

「入門 木造の許容応力度設計ワークブック」を改訂し、木造の許容応力度計算の入門者向けに、基本的な事項についてわかりやすく解説し、理解を深めるための講習会を行う。

3) 全面改訂版 木造軸組工法住宅の許容応力度設計セミナー

「全面改訂版 木造軸組工法住宅の許容応力度設計」を用いて、木造住宅の許容応力度設計に関する理解と基本的実務の習得を目的とする講習会を行う。

4) 全面改訂版 木造軸組工法住宅の横架材及び基礎のスパン表セミナー

「全面改訂版 木造軸組工法住宅の横架材及び基礎のスパン表」を用いて、住宅性能表示制度の耐震等級2の木造軸組工法住宅に関する構造設計について理解を深め、知識を習得するための講習会を行う。

5) 木造住宅の性能表示セミナー

住宅性能表示制度について解説し、木造住宅の性能表示について理解を深め、知識を習得するための講習会を行う。

6) 木造ラーメンの評価方法・構造設計セミナー

木造ラーメンの評価方法、構造設計に関する理解と知識の習得を目的とする講習会を行う。

7) 木構造の構造設計セミナー

一般の設計者向けに、木構造の構造設計についての理論と方法を分かりやすく解説し、理解を深めるための講習会を行う。

8) 木造建築物耐震性向上セミナー

木造建築物の耐震性の向上を図るため、大工、工務店の技術者を対象に、木造軸組構法住宅のための壁量計算・四分割法・N 値計算等の習得を目的とする講習会を行う。

9) 図解 木造住宅・建築物の防・耐火設計セミナー

木造住宅・建築物の防耐火設計に関する理解と知識の習得を目的とする講習会を行う。

(2) 講演会事業

木材・木造住宅等生産に従事する関係者を対象として、木材の利用及び木造住宅等の生産に関する最新の技術情報等に係る講演会を実施する。

(3) 技術解説書等の作成事業

木材の利用及び木造住宅等の生産に係る技術開発等の事業成果等をもとに、木材の利用推進及び安全・安心な木造住宅の設計等に関する技術解説書等を作成し、木材の利用及び木造住宅等に係わる関係者等に対して、木材及び木造住宅等に関する知識及び技術の啓発普及を目的として、技術解説書等の作成を行う。

7. 情報提供事業

木材の利用及び木造住宅等に関する開発技術等の情報を社会一般の利用に広く提供し、知識及び技術の普及を図るために、これらに関する情報を収集し、提供する事業を実施する。

(1) 機関誌「住宅と木材」の発行

木材及び木造住宅等に関する知識及び技術の啓発普及を目的として、木材及び木造住宅等に関する技術開発等の情報等を収集し、機関誌「住宅と木材」を発行して情報提供を行う。

(2) ホームページによる情報提供

当財団のホームページを通じ、各種の技術情報等の提供を行う。

8. 展示事業

我が国の建築文化に広く重用されている銘木類で、当財団が保有する希少性の高いコレクションを、広く一般に公開して木材に対する関心と認識を高め、木材の持つ価値を啓発普及するとともに、学術研究の発展に役立てることを目的として、展示を行う。展示する銘木館は、当財団敷地内における常設の展示施設で、420点余の木材（銘木）を管理し、無料で公開する。

さらに銘木類の効果的な展示を進めるため、外部の展示施設等からの要請に応じて、銘木類の展示のための貸出等を行う。